## 京都市個人情報保護審査会答申第40号の概要

答申年月日	平成20年3月17日
請求内容	京都弁護士会人権擁護委員会の申し入れに応じた市立中学校及び教育委員会の調査記録
請求者	本人
所 管 課	教育委員会調査課
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	1 市立中学校長が京都弁護士会所属の担当弁護士から,事前にファクシミリが送信さ
	れた調査事項に基づき、異議申立人の子の出席状況、退学及び復学の経緯、異議申立
	人との対応状況等,退学における手続きについて,回答できる範囲内で,口頭で回答
	した。
	2 京都弁護士会からの質問については、書面での回答を要求されなかったため、回
	答は口頭で行い,調査の記録を記した公文書は作成していない。なお,この調査の
	後、異議申立人に関して京都弁護士会の調査及び文書による照会がなされた事実は
	ない。
異議申立人の	1 京都弁護士会の依頼で、市立中学校長が調査し、平成17年2月に報告している。
主張	まさか、口頭だけの回答とは考えられない。
	2 本件は道徳・秩序正しいとは判断できない。差別を正当化している。退学は,児
	童虐待防止法第3条の観点から関係者全員に通報義務がある。正当か不当かは明確
	にすべきであり、事務行為を論点にしているレベルでない。地方自治法第2条第2
	項を根底に適切な処理を求める。
審査会の判断	1 当審査会として、京都弁護士会における人権侵犯事件を取り扱う場合の事務手続
	及び記録作成につき、京都弁護士会会則及び京都弁護士会人権擁護委員会規則の該
	当する規定を確認したが、京都弁護士会としても実施機関に文書による回答を求め
	ていないことが確認された。
	2 当審査会としては、本件請求に係る個人情報が存在しないとの実施機関の主張に
	ついて、特段、変則的で合理性を欠く処理が行われたとはいえず、また、本件請求
	に係る個人情報が作成され、存在することを確信するに足る事実も見出せなかった。
	3 以上の点から、当審査会は、実施機関が行った本件処分について、不当であると
	は認められないと判断する。